

薬学研究科における指導体制及び研究計画調書の審査に関する要領

平成 25 年 9 月 11 日制定

1. 学位及び指導の目的

- (1) 基礎・臨床研究における研究計画の立案及び遂行並びに研究結果の評価及び説明ができる能力を涵養することが学位の目的である。
- (2) 学位の目的を達成するため、複数の教員による指導体制を確立し、研究計画調書等に基づき研究の進捗状況を定期的に審査することにより、学位取得への過程を支援する。

2. 研究指導教員

(1) 4 年制博士課程

- ア 学生 1 人につき、研究指導教員を正 1 名、副 1 名配置する。
- イ 研究指導教員は、公表された専門分野及び研究内容等をもとに、学生との協議により決定する。
- ウ 研究指導教員は、原則として当該学生が修了するまで同一教員とする。

(2) 2 年制修士課程

- ア 学生 1 人につき、研究指導教員を 1 名配置する。
- イ 研究指導教員は、薬学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が任命する。
- ウ 研究指導教員は、原則として当該学生が修了するまで同一教員とする。

3. 研究計画調書

学生は、研究指導教員の指導を得ながら、所定の期日までに学位論文に係る研究計画調書を作成し、審査を受けなければならない。

4. 審査時期等

- (1) 研究計画調書等に基づく研究の進捗状況の審査は、次のとおりとする。

種 別	博士課程	修士課程	研究計画調書
初期審査	2 年次後期		様式第 1 号
中間審査	3 年次後期	2 年次前期	博士：様式第 2-1 号 修士：様式第 2-2 号
最終試験	4 年次後期	2 年次後期	
学位論文審査			

- (2) 研究科委員会は、初期審査、中間審査、最終試験及び学位論文審査を所管し、審査委員の選出、審査の運営及び研究計画調書を管理する。

5. 審査委員

- (1) 初期審査、中間審査の審査委員は、当該学生につき主査 1 名、副査 2 名以上とし、原則として両審査は同一人が担当する。
- (2) 主査は、大学院担当教員の教授又は特任教授であって当該学生の研究指導教員及び主論文の共著者以外の者のうちから選出する。
- (3) 副査は、大学院担当教員であって当該学生の研究指導教員以外の者のうちから選出する。
- (4) 学位規程第 7 条第 1 項に規定する審査委員は、原則として中間審査の審査委員がこれを担当する。
- (5) 最終試験の審査委員は、公開するものとする。

6. 審査方法

(1) 初期審査（博士課程のみ）

- ア 学生は、研究指導教員同席のもとで、研究計画調書等に基づき、研究の概要について口答しなけ

ればならない。

イ 審査委員は、研究計画調書の妥当性を審査し、今後の研究の進め方について助言する。

ウ 審査委員は、初期審査の結果を速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

(2) 中間審査

ア 学生は、研究指導教員同席のもとで、研究計画調書に基づき、研究の概要及び進捗状況について口答しなければならない。

イ 審査委員は、研究計画調書、現在に至るまでの過程及び初期審査時の目標の達成度等を審査し、今後の研究の進め方について助言する。

ウ 中間審査において研究計画調書の目的が達成されたと認められた者は、最終試験を受けることができる。

エ 審査委員は、中間審査の結果を速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

(3) 最終試験

ア 学生は、所定の期日までに学位規程第4条に規定する関係書類を提出しなければならない。

イ 学生は、提出した学位論文の内容等に基づき、研究の概要及び結果について発表しなければならない。

ウ 審査委員は、現在に至るまでの研究経過、初期及び中間審査時の目標の達成度、これまでの研究業績、国際的視野に立った研究遂行能力の有無等について、学位論文の内容等に基づき審査する。

エ 最終試験は、公開とする。

7. その他

(1) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(2) この要領の改廃は、研究科委員会の議を経て薬学研究科長が行う。

附 則

1. この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和2年4月1日から施行する。(博士課程のコース制度変更に伴う各種様式の改正)